平成２５年（フ）第１２３号
千葉県印西市草深190番地
債務者　是枝　伸二
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中井　淳一
4　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月16日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２５年（フ）第９１号
千葉県東金市薄島290番地５
債務者　大久保久肥
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木淳一
4　破産債権の届出期間　平成25年８月21日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月17日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月16日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１８号
岐阜市本荘西３丁目144番地
債務者　葛西　典只
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２１９号
岐阜市本荘西３丁目144番地
債務者　葛西　敬子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　博史
4　破産債権の届出期間　平成25年８月23日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成25年10月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成25年10月17日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第２７０号
新潟市東区向陽１丁目184番地２
債務者　白川　　博
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　高橋　直己
4　破産債権の届出期間　平成25年９月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月25日午前11時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２２号
広島県尾道市高須町5143番地13
債務者　平岡　昌子
1　決定年月日時　平成25年７月12日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　成廣　貴子
4　破産債権の届出期間　平成25年８月12日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月18日午前10時
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年10月10日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２５年（フ）第３２号
京都府舞鶴市字下福井432番地の24
債務者　山田　勝彦
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　黒木　　寿
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月11日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２５年（フ）第３０号
香川県観音寺市観音寺町甲3105番地２
債務者　植田　幸男
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石合　由明
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月８日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２５年（フ）第２５７号
鹿児島県鹿児島市自由ヶ丘２丁目７番13号
鶴留アパート101号
債務者　森　　繁昭
1　決定年月日時　平成25年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　鴨志田祐美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月12日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年９月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第５７号
群馬県太田市藪塚町3298番地３
債務者　町田　康彰
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斎藤　　匠
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月21日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３３７号
兵庫県西宮市老松町18番５―701号
債務者　日高　真一
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　籔内　正樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月20日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第２０１号
沖縄県那覇市首里大名町２―12、住民票上の住所沖縄県那覇市首里石嶺町２丁目191番地３
債務者　木村　　武
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　島田　考人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２５年（フ）第３２５号
宮城県宮城郡利府町神谷沢字化粧坂10番地９プラザ21―203号
債務者　伊藤　正春
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小川　航平
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月16日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第４３１号
熊本市中央区黒髪５丁目14番13―１号、前住所熊本市中央区大江６丁目５番５号
債務者　吉田　充明
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　村山　雅則
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第２４号
北海道標津郡中標津町西７条北８丁目２番地
債務者　小濱　靖夫
1　決定年月日時　平成25年７月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本井　孝史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年９月11日午後１時45分
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
釧路地方裁判所根室支部

平成２５年（フ）第１１５号
三重県津市河芸町千里ヶ丘28番地３
債務者　池田　芳夫
1　決定年月日時　平成25年７月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長尾　英介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年10月25日午前11時
5　免責意見申述期間　平成25年９月10日まで
津地方裁判所破産係